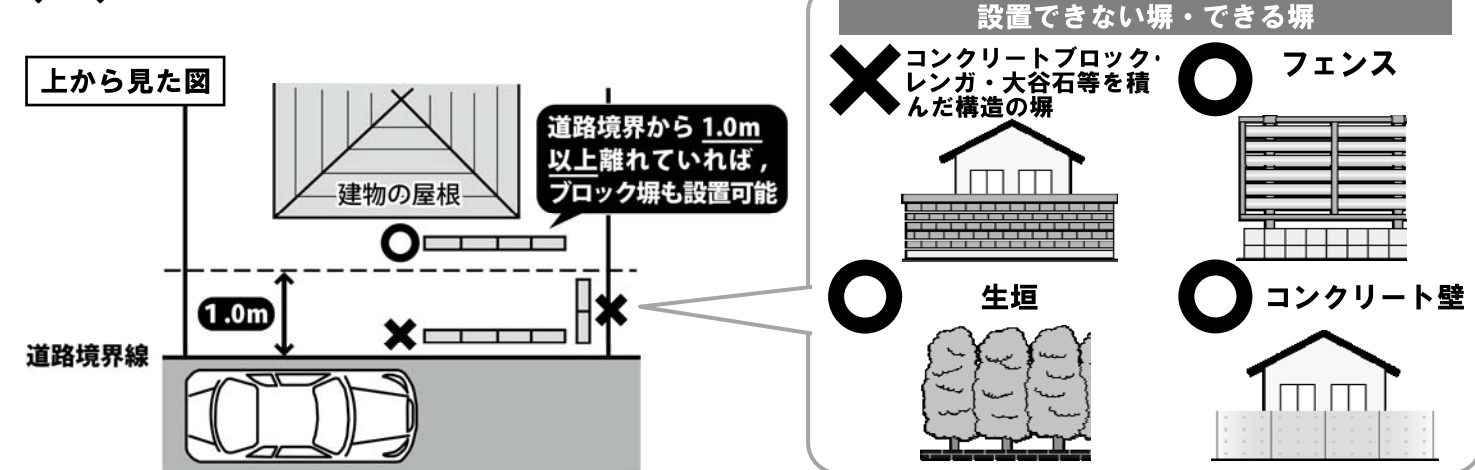


垣または柵の構造の制限のイメージ

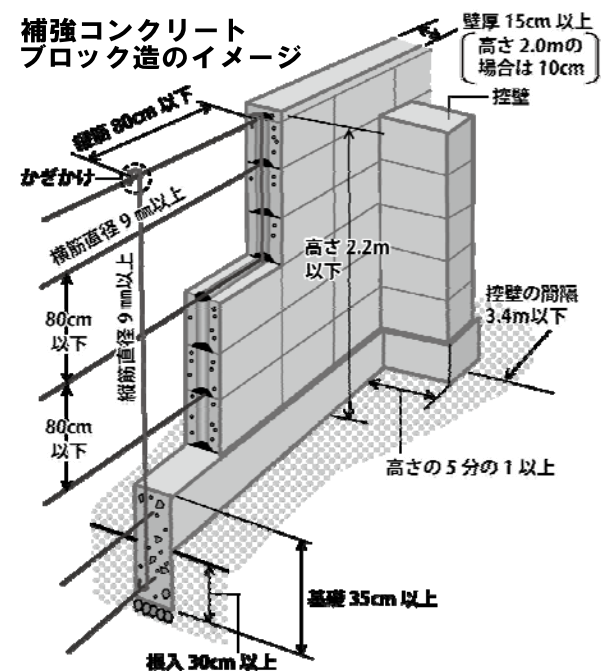
★現在、所有する土地の道路境界から1.0m以内にブロック塀等があっても、すぐに取り壊す必要はありません。
ただし、次につくり代える時は、以下のルールに従ってつくる必要があります。

× 道路境界から1.0mの範囲にコンクリートブロック、レンガ、大谷石等を積んだ構造の塀

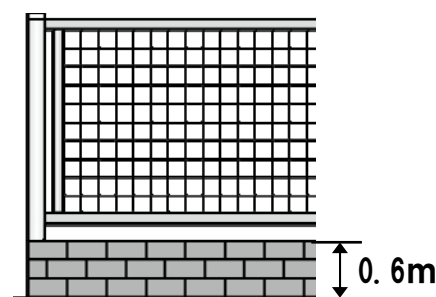


○ 補強コンクリートブロック造（建築基準法施行令第62条の8）

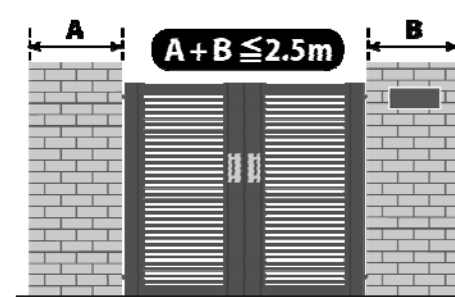
- ①高さ2.2m以下
- ②壁の厚さは15cm（高さ2m以下の塀には10cm）以上
- ③壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置
- ④壁内には径9mm以上の鉄筋を縦横80cm以下の間隔で配置
- ⑤長さ3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの5分の1以上突出したものを設置
- ⑥配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着
- ⑦基礎の丈は35cm以上、根入れの深さは30cm以上



○ フェンス等の基礎の高さが0.6m以下のもの



○ 門柱または門塀で長さの合計が2.5m以下のもの



【問い合わせ先】

多治見市役所 都市計画部 都市政策課 TEL：0572（22）1321（直通）

「多治見駅前中之郷地区地区計画」 が平成29年6月30日に都市計画決定されます！



平成29年4月 多治見市役所 都市政策課

●多治見駅前の概ね第12区の区域である「多治見駅前中之郷地区」の地域では、商工業機能と居住機能が調和した健全な都市環境を将来にわたって維持・発展させていくため、平成22年度から地域住民（12区まちづくり検討委員会）を中心にまちづくりのルールに関する検討が行われてきました。

●平成28年3月22日に12区及び12区まちづくり検討委員会から市に対し、「多治見駅前中之郷地区地区計画（原案）」が提出され、それに対するパブリックコメント、地元説明会、条例・法定の縦覧、多治見市都市計画審議会への諮問・答申などの都市計画決定手続きを経て、平成29年6月30日に都市計画決定を予定しております。（右表参照）

●本紙では、**都市計画決定する「多治見駅前中之郷地区地区計画」の内容及び、都市計画決定後、建築行為等を行う際に必要となる手続き（届出）**について、お知らせします。

「多治見駅前中之郷地区地区計画」の経緯と予定

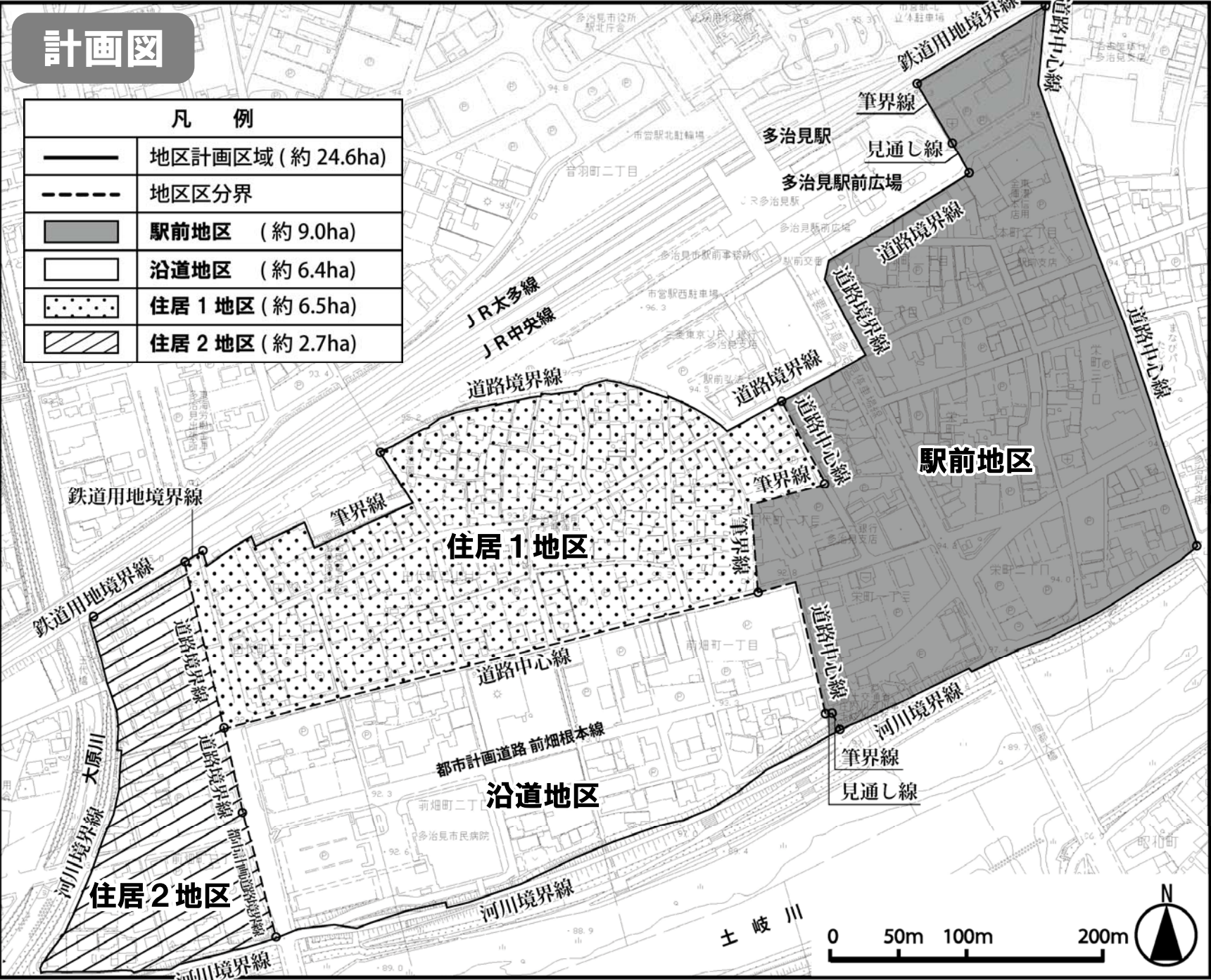
年月	実施事項・予定
H28/3月	◆地区計画（原案）の提出（3/22）
4月	★多治見市都市計画審議会への意見照会 ○岐阜県協議
5月	
6月	◆12区町内会長会議（6/26）への報告
7月	☆地元説明会（7/20） パブリックコメント（1ヶ月間）
8月	○岐阜県協議
9月	
10月	●条例縦覧（10/1～15） パブリックコメント（1ヶ月間）
11月	
12月	●法定縦覧（12/1～15）
H29/1月	★多治見市都市計画審議会に諮問（1/25）
2月	
3月	
4月	
5月	
6月	【予定】都市計画決定（6/30）
7月	【予定】建築物制限条例施行（7/1）

【多治見駅前中之郷地区地区計画の概要】

名 称	多治見駅前中之郷地区地区計画
位 置	多治見市本町 1、2 丁目、栄町 1、2、3 丁目、田代町 1、2、3 丁目、前畑町 1、2、3 丁目の各一部
面 積	約 24.6ha
概 要	・建築物等の用途の制限 ・建築物等の形態または意匠の制限 ・垣または柵の構造の制限

詳しい計画区域や制限内容については中面をご覧ください。

多治見駅前中之郷地区地区計画



建築物等に関する制限

建築物等の用途の制限 (○：営業できる ×：営業できない)

用途地域 地区区分		商業地域				準工業地域
		駅前地区	沿道地区	住居1地区	住居2地区	住居2地区
風営法 (風俗営業等)	建物用途					
	第2条第6項各号営業 (店舗型性風俗特殊営業)	×	×	×	×	×
	第2条第1項1号営業 (キャバレー等)	○	×	×	×	×
	第2条第1項2号営業 (低照度飲食店)	○	×	×	×	×
	第2条第1項3号営業 (区画飲食店)	○	×	×	×	×
	第2条第1項4号営業 (マージャン屋、パチンコ屋等)	○	○	×	×	×
建築基準法 (遊戯施設)	第2条第1項5号営業 (ゲーム機設置営業)	○	○	×	×	×
	ボーリング場、スケート場、 水泳場等	○	○	×	×	×
	マージャン屋、パチンコ屋、 射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場等	○	○	×	×	×
	カラオケボックス等	○	○	×	×	×
	劇場、映画館、演劇場、観覧 場、ナイトクラブ等	○	○	×	×	×

※上表に係る規制は、多治見駅前中之郷地区地区計画に基づくものです。他法令による規制については、別途検討する必要があります。

全地区該当 建築物等の形態または意匠の制限

- 建築物の屋根、外壁等は、原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着いた色調にする。
- 屋外広告物は美観、風致を損なわないものにする。

全地区該当 垣または柵の構造の制限 (裏面参照)

- 道路境界から 1.0mの範囲にコンクリートブロック、レンガ、大谷石等を積んだ構造の塀を設置しない。ただし次のア～ウを除く。
 - ア 建築基準法施行令第62条の8に規定する「補強コンクリートブロック造」(裏面参照)のもの。
 - イ フェンス等の基礎で高さが 0.6m以下のもの。
 - ウ 門柱または門塀で長さの合計が 2.5m以下のもの。

！平成29年6月30日以降、地区計画区域内における建築行為等には「届出」が必要になります。
「多治見駅前中之郷地区地区計画」が都市計画決定される平成29年6月30日以降は、本地区計画区域内において建築物等の建築や、建築物の用途、形態または意匠の変更等を行う場合、工事着手の30日前までに市へ届出が必要になります。

